水道メーター購入業務（バーター契約分）

第　１　章　　総則

１．１　目的

本仕様書は、羽咋市上下水道課（以下「甲」という。）が水道メーターを購入する場合に適用する。

１．２　適用法令及び適用規格

製造し納入する水道メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等最新版による。

（１）計量法関係

①計量法
②計量法施行令
③計量法施行規則
④特定計量器検定検査規則
⑤指定製造事業者の指定等に関する省令

（２）水道法関係

①水道法
②水道法施行令
③水道法施行規則
④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

（３）日本工業規格

①ＪＩＳ　Ｂ８５７０－１　水道メーター及び温水メーター　第１部：一般仕様
②ＪＩＳ　Ｂ８５７０－２　水道メーター及び温水メーター　第２部：取引又は証明用

（４）その他関連する法令等

１．３　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格とする。

①ＪＩＳ　Ｚ８１０３計測用語
②ＪＩＳ　Ｂ８５７０－１　水道メーター及び温水メーター　第１部：一般仕様
③ＪＩＳ　Ｂ８５７０－２　水道メーター及び温水メーター　第２部：取引又は証明用
④ＪＩＳ　Ｂ７５５４　電磁流量計

１．４　納入期日

令和９年２月１９日までに納入すること。

１．５　納入場所

羽咋市旭町ア２００番地（羽咋市上下水道課）もしくは、市の指定する場所に納入すること。

１．６　支払いについて

納入後、一括に「甲」が支払いできるものとする。

１．７　保証事項

（１）納入後１年以内に故障が生じ、その故障の原因が受託者（以下、「乙」という。）にあることが明らかな場合は、「甲」の求めに応じること。

（２）「甲」は、水道メーターの品質に疑義が生じた場合、メーター製造工程等の確認を行う場合がある。

１．８　書類の提出

「甲」が、取扱説明書や承認申請書の内容を確認できる資料の提出を求めた場合は、これに応じること。

１．９　検査等

（１）「乙」は、その責任において下記について社内検査、社内試験を実施後、「甲」の立会検査を受けること。

・数量
・検定証印または基準適合証印
・外観、形状
・付属品の確認
・完成品検査　　仕様書に規定する内容

（２）合否の判定

第１項に定める検査成績が、本仕様書の規定に全て適合したとき合格とすること。

（３）検査費用

検査前の調整等及び検査に要する費用は、全て「乙」の負担とすること。

１．１０　仕様変更

「乙」は、仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上、技術上当然必要と認められる所は、「乙」の責任において行わなければならない。

１．１１　疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、双方で協議をするものとする。

第　２　章　　水道メーターの仕様

２．１　水道メーター仕様

（１）水道メーターは、すべての部品に新品を使用して製造したメーターとすること。
（２）水道メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作すること。
（３）水道メーターの表示機構は、読みやすく、明白に計量値を目視できるものとすること。
（４）水道メーターは、計量法に基づく型式の承認を受けたものであること。
（５）水道メーターは、電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級（ＪＩＳ　Ｃ　０９　２０）
　　ＩＰ６８で８年間常時水没を保証すること。
（６）水道メーターの刻印は、誤読または難読のおそれがないよう蓋の表面及びケース上面に刻印すること。
（７）水道メーターの蓋の色は、青色とすること。

２．２　水道メーターの種類

水道メーターの計量特性・口径等は※表－１のとおりとする。

※表－１　水道メーターの計量特性・口径・種類・寸法・材質

計量特性		口径	種類名称	表示形態	寸法			ケース材質
Ｑ３	Ｑ３／Ｑ１				全長		配管との接続	
	（Ｒ）				（本体）		（ねじ外径×山数）	
2.5	100	13	接線流羽根車式	液晶デジタル表示	100	ねじ式	26.4 × 14	鉛フリー銅合金
							25.8 × 14	
4	100	20			190		33.2 × 11	
							32.8 × 14	
6.3	100	25			225		41.9 × 11	
							38.6 × 14	
10	100	30			230		47.8 × 11	
							49.4 × 11	
10	100	40Ａ			245		59.6 × 11	
							56.0 × 11	
16	100	40Ｂ	たて形軸流羽根車式		245		59.6 × 11	
							56.0 × 11	
16	100	50			245		75.2 × 11	
40	100	50			560 (245)	フランジ式 上段　補足管付の全長 下段　（本体寸法）		ダクタイル鋳鉄
63	100	75			630 (300)			
100	100	100			750 (350)			
40	160	50	電磁式	液晶デジタル表示	560 (122)	フランジ挟み込み式 上段　補足管付の全長 下段　（本体寸法）		ステンレス
100	160	75			630 (162)			
160	160	100			750 (182)			
400	160	150			1000 (231)			
25	400	50			560 (170)	フランジ接続式 上段　補足管付の全長 下段　（本体寸法）		
63	400	75			630 (190)			
100	400	100			750 (210)			
250	400	150			1000 (230)			

①液晶デジタル表示は、電子式水道メーターを表す。
②配管との接続　ねじ外径×山数　上段は上水ねじ、下段は舶来ねじを表す。
③単位　Ｑ３：㎥／ｈ　寸法：ｍｍ
④引取りメーターについては「甲」が指示するメーター（回転型・固定型）を引取ること。

２．３　メーターケースの材質（電磁式を除く）

メーターケースの材質は、銅合金とする。

※「表－２　メーターケースの材質」に示す各材質のいずれかとする。

※表－２　メーターケースの材質

材質	適用規格	材質記号
ビスマス青銅鋳物	ＪＩＳ　Ｈ５１２０　ＣＡＣ９０１・ＣＡＣ９０２・ＣＡＣ９０３Ｂ・ＣＡＣ９０５・ＣＡＣ９０６	Ｂ
	ＪＩＳ　Ｈ５１２１　ＣＡＣ９０１Ｃ・ＣＡＣ９０２Ｃ・ＣＡＣ９０３Ｃ	
ビスマスセレン青銅鋳物	ＪＩＳ　Ｈ５１２０　ＣＡＣ９１１	
	ＪＩＳ　Ｈ５１２１　ＣＡＣ９１１Ｃ	
シルジン青銅鋳物	ＪＩＳ　Ｈ５１２０　ＣＡＣ８０４	Ｅ
	ＪＩＳ　Ｈ５１２１　ＣＡＣ８０４Ｃ	
その他	ＪＩＳ　Ｈ５１２０　ＣＡＣ４０６と同程度以上の強度、耐久性耐食性を持ち 鉛の含有率が0.25ｗｔ％以下の銅合金（「甲」が承諾したものに限る。）	別途指示

２．４　メーター外ケースの表示項目（電磁式を除く）

外ケースには、口径、鋳造年、材質記号、製造業者の名称または登録商標、水の流れる方向を表示すること。

２．５　検定証印または基準適合証印

（１）水道メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、または検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行うこと。

（２）水道メーターには、検定証印または基準適合証印いずれかの証印シールを付すること。

（３）検定または検査は、納入期限日の属する月、その前月または前々月に実施すること。

２．６　文字板の表示項目と表示範囲

（１）計量単位　㎥・Ｌ

（２）Ｑ３の値　㎥／ｈで表示する

（３）Ｑ３／Ｑ１の値　Ｒ＝０００でも可

（４）型式承認番号

（５）製造業者の名称または商標登録

（６）製造年

（７）製造番号またはメーター番号

（８）取付姿勢（垂直姿勢Ｖ、水平姿勢Ｈ、取付姿勢を問わないＦ）

（９）表示範囲　※「表－３　メーターの表示範囲」

※表－３　メータの表示範囲

Ｑ３ ㎥／ｈ				表示範囲の最小値 ㎥			
	Ｑ３	≦	6.3	9	999	9999	
6.3	＜ Ｑ３	≦	16	99	999	9999	
16	＜ Ｑ３	≦	160	999	999	999	
160	＜ Ｑ３	≦	630	9 999	999	99	

２．７　塗装及び色相

（１）銅合金製メーターケースは無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理を行うこと。

（２）ダクタイル鋳鉄製はエポキシ樹脂粉体塗装とすること。塗装色は、日本塗料工業会色番号ＡＮ－５５（グレー）色相Ｎマンセル値Ｎ５．５とすること。

（３）ステンレス製メーターケースは無塗装とすること。

（４）鉛浸出防止対策

一般用青銅鋳物６種（ＪＩＳ　Ｈ５１２０　ＣＡＣ４０６）で製造したケースの接水部は、※表－４メーターケースの表面処理に示す鉛浸出防止対策のうち、いずれかの処理を施すこと。

※表－４　メーターケースの表面処理

表面処理工法	処　理　方　法		記号
表面改質処理	材料表面の鉛を科学的に除去する表面改質		Ｔ
表面塗装処理	材料表面の樹脂塗量による焼付けコーティング		Ｃ

２．８　付属品

（１）水道メーター１個にメーター接続用パッキン２枚を添付すること。

材質は合成ゴム（ＮＢＲ）とし、ＪＩＳ　Ｋ６３５３　「水道用ゴムⅢ類　硬度（ＨＳ）８０」相当とすること。

上記、接続用パッキン以外に、厚さ１．０㎜の接続用パッキンを購入数量の１割添付すること。

（２）大型メーター接続用ボルト・ナット（ステンレス製）の必要本数、全面パッキン２枚を添付すること。

第　３　章　　水道メーターの納品及び検査

３．１　納入時の指示量

水道メーター納入時の指示量は、※表−５　納品時のメーターの指示範囲に示す。

※表−５　納品時のメーターの指示範囲

口径（ｍｍ）	指示量の範囲
１３、２０、２５	０㎥を超え　２㎥　以下
３０、４０、５０(ねじ式)	０㎥を超え　４㎥　以下
５０、７５、１００、１５０	０㎥を超え　２０㎥　以下
１５０以上	０㎥を超え　２００㎥　以下

３．２　接続端他の保護

水道メーター両端のネジ部及び接続端面は、保護の処理を施すこと。

３．３　梱包等

水道メーターの納品は、プラスチック製収納箱を用いること。

３．４　納品等

（1）重量物の搬入については、「乙」にて必要な措置を講ずること。

（2）経年メーターの引渡し・運搬については、「乙」の負担により行うものとする。日時・場所については協議すること。

（3）経年メーターの引取りについては、「乙」が新品購入相当数を引取ること。
バーターとは、使用済み量水器を下取りし、新品の量水器を購入するものとする。下取りする量水器のメーカー・型式は問わないものとすること。使用済み量水器は、新品を納入する際、若しくは取替作業後に「乙」に引き渡すこと。

３．５　口径別水道メーター購入数量

費　目　・　口　径	購　入　数　量	備　考
φ １３ｍｍ	1,067 台	接線流羽根車・乾式直読式
φ ２０ｍｍ	155 台	接線流羽根車・乾式直読式
φ ２５ｍｍ	24 台	接線流羽根車・乾式直読式
φ ３０ｍｍ	9 台	接線流羽根車・乾式直読式
φ ４０ｍｍ	7 台	接線流羽根車・乾式直読式

３．６　口径別水道メーターの刻印

口　径	購　入　数　量	備　考
φ １３ｍｍ	26A0001　～　26A1067	
φ ２０ｍｍ	26B0001　～　26B0155	
φ ２５ｍｍ	26C0001　～　26C0024	
φ ３０ｍｍ	26D0001　～　26D0009	
φ ４０ｍｍ	26E0001　～　26E0007	

第　４　章　　サプライチェーン・リスク対策

４．１　機器等の提供に当たってのガイドラインの準拠

本調達において、受注事業者は、役務の提供に当たり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）に準拠して、サプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策を講じること。

４．２　確認書の提出

入札参加希望事業者は、羽咋市に対し、仕様書に定めるサプライチェーン・リスク対策を含めたセキュリティ対策の実施について、必要な確認を可能な限り行い、別紙１のとおり確認書を提出すること。

（別紙１）

確認書

羽咋市が公告した水道メーター購入業務（バーター契約分）について、羽咋市に提供する機器等（ネットワーク、情報システム、ネットワーク又は情報システムに関する施設又は設備、電磁的記録媒体等の情報資産をいう。）又は役務に関し、仕様書に定めるサプライチェーン・リスク対策を含めたセキュリティ対策の内容に適合したものであることを確認します。

令和　　年　　月　　日

社　　名

代表者名

設　計　内　訳　書

水道メーター購入業務（バーター契約分）

費　目・口　径	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
口径別水道メーター					
φ１３mm	台	1,067			接線流羽根車・乾式直読式
φ２０mm	台	155			接線流羽根車・乾式直読式
φ２５mm	台	24			接線流羽根車・乾式直読式
φ３０mm	台	9			接線流羽根車・乾式直読式
φ４０mm	台	7			接線流羽根車・乾式直読式
小　計	台	1,262			
消費税相当額					10%
合　計	台	1,262			